

第9章 介護保険制度の安定した運営

第1節 介護サービス基盤の整備

1. 介護サービス量の見込みの考え方
2. サービス種類ごとの見込み量
3. 介護サービスの日常生活圏域別整備目標

第2節 適切な介護保険料の設定と徴収管理

1. 介護保険事業費の財源構成と推移
2. 介護保険事業費の見込みと介護保険料
3. 介護保険料の徴収管理

第3節 災害・感染症対策に係る体制整備

1. 災害に係る体制整備
2. 感染症に係る体制整備

第1節 介護サービス基盤の整備

1. 介護サービス量の見込みの考え方

(1) 介護サービス量の見込みの考え方について

介護サービス量の見込みについては、第9期計画期間中の見込み量に加え、中長期的な視点に立つ必要があることから、令和12(2030)年、令和17(2035)年、令和22(2040)年、令和27(2045)年の見込み量を掲載します。

(2) 第9期計画期間及び将来的な介護サービス量の見込みについて

第9期計画期間における介護サービス量は、各年度において僅かな増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移する見込みです。これは、第9期計画期間中における認定者数が横ばいであることや、新たなサービス基盤の整備を行わないことが要因であると考えられます。

また、認定者数の増減に伴い、介護サービス量も増減しますが、今後もほぼ横ばいで推移する見込みです。

2. サービス種類ごとの見込み量

(1) 居宅サービス

居宅サービスとは、要介護・要支援者が居宅に住んだまま提供を受けられる介護サービスです。

◎訪問介護

訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員が要介護者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。平成29(2017)年度より介護予防訪問介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

訪問介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額(千円)	195,892	196,140	195,401	197,654	199,769	202,865	190,332
回数(回)	4,556	4,556	4,538	4,587	4,637	4,712	4,414
月平均利用見込者数(人)	187	187	186	187	191	193	178

◎訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションなどの看護師等が要介護（要支援）者の居宅を訪問し、療養上の世話を行います。

訪問看護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	28,218	28,254	28,254	27,813	28,254	28,254	27,250
回数（回）	375	375	375	369	375	375	362
月平均利用見込者数（人）	44	44	44	43	44	44	42
介護予防訪問看護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	2,279	2,282	2,282	2,282	2,282	2,282	2,282
回数（回）	31	31	31	31	31	31	31
月平均利用見込者数（人）	8	8	8	8	8	8	8

◎訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士等が要介護（要支援）者の居宅を訪問し、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持・回復を図ります。

訪問リハビリテーション	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	25,502	24,961	24,531	25,105	25,105	25,535	23,697
回数（回）	660	645	634	649	649	660	613
月平均利用見込者数（人）	55	54	53	54	54	55	51
介護予防訪問リハビリテーション	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	9,384	9,396	9,514	9,153	9,632	9,396	8,445
回数（回）	243	243	246	236	249	243	218
月平均利用見込者数（人）	57	57	58	57	59	57	51

◎居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士・看護師等が通院困難な要介護（要支援）者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行います。

居宅療養管理指導	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	4,936	4,942	4,942	4,827	4,942	4,942	4,827
月平均利用見込者数（人）	38	38	38	37	38	38	37
介護予防居宅療養管理指導	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	107	107	107	107	107	107	107
月平均利用見込者数（人）	2	2	2	2	2	2	2

◎通所介護

通所介護は、在宅の要介護者が通所介護事業所に通い、入浴・排泄・食事等の介護・生活等について相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を受けることで、社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。なお、平成 29（2017）年度より介護予防通所介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

通所介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	181,723	181,968	181,233	181,901	185,552	189,616	173,219
回数（回）	2,215	2,214	2,205	2,211	2,267	2,306	2,101
月平均利用見込者数（人）	224	224	223	224	229	233	212

◎通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、在宅の要介護（要支援）者が通所リハビリテーション事業所に通い、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることで、心身機能の維持回復を図ります。

通所リハビリテーション	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	57,676	57,749	57,749	58,346	59,135	60,455	54,195
回数（回）	554	554	554	560	568	581	519
月平均利用見込者数（人）	79	79	79	80	81	83	74
介護予防通所リハビリテーション	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	12,885	12,902	13,161	13,161	13,659	13,400	11,885
月平均利用見込者数（人）	35	35	36	36	37	36	32

◎短期入所生活介護

短期入所生活介護は、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護（要支援）者が短期間入所し、入浴・排泄・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

短期入所生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	228,699	226,752	226,752	228,988	228,988	237,835	221,464
回数（回）	2,360	2,340	2,340	2,360	2,360	2,451	2,277
月平均利用見込者数（人）	116	115	115	116	116	120	111
介護予防短期入所生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	1,187	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189
回数（回）	19	19	19	19	19	19	19
月平均利用見込者数（人）	3	3	3	3	3	3	3

◎短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護は、一時的に入所の必要がある要介護（要支援）者が短期間入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を行うことで、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

短期入所療養介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	16,732	16,753	16,753	16,753	16,753	16,753	16,753
回数（回）	145	145	145	145	145	145	145
月平均利用見込者数（人）	10	10	10	10	10	10	10

◎福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護（要支援）者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、心身の状況や希望・環境をふまえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整を行い貸与することで、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

福祉用具貸与	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	64,544	64,326	64,151	64,931	65,525	66,754	61,931
月平均利用見込者数（人）	352	351	350	353	358	364	336
介護予防福祉用具貸与	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	22,886	22,742	22,882	22,738	23,595	22,886	20,900
月平均利用見込者数（人）	161	160	161	160	166	161	147

◎特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入費は、要介護（要支援）者が在宅での生活を継続するために福祉用具による住環境の整備を図るものです。

特定福祉用具購入費	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	3,543	3,543	3,543	3,543	3,543	3,543	3,543
月平均利用見込者数（人）	7	7	7	7	7	7	7
介護予防特定福祉用具購入費	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	2,485	2,485	2,485	2,485	2,485	2,485	2,053
月平均利用見込者数（人）	6	6	6	6	6	6	5

◎住宅改修費

住宅改修費は、要介護（要支援）者が在宅での生活を継続するために小規模な住宅改修による住環境の整備を図るものです。

住宅改修費	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	2,607	2,607	2,607	2,607	2,607	2,607	2,607
月平均利用見込者数（人）	3	3	3	3	3	3	3
介護予防住宅改修費	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	5,212	5,212	5,212	5,212	5,212	5,212	4,386
月平均利用見込者数（人）	6	6	6	6	6	6	5

◎特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、養護老人ホーム等の入居者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。なお、サービスの利用形態として、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型（包括型）」と、特定施設の事業者がマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」の2種類があります。

特定施設入居者生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	205,104	209,971	202,689	202,689	209,092	216,373	195,863
月平均利用見込者数（人）	88	90	87	87	90	93	84
介護予防特定施設入居者生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	14,987	15,005	15,005	15,005	15,005	15,005	12,698
月平均利用見込者数（人）	19	19	19	19	19	19	16

◎居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護（要支援）者の心身の状況、環境・本人や家族の希望を受けて介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

居宅介護支援	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	110,595	110,103	109,759	110,273	112,765	115,076	105,749
月平均利用見込者数（人）	583	580	578	580	594	605	554
介護予防支援	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	11,184	11,198	11,254	11,142	11,534	11,254	10,191
月平均利用見込者数（人）	200	200	201	199	206	201	182

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要介護（要支援）者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村でサービスが提供されます。

◎地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護です。なお、平成 29（2017）年度より介護予防通所介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

地域密着型通所介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	89,904	90,018	89,099	89,099	92,210	94,174	89,226
回数（回）	917	917	906	906	940	958	904
月平均利用見込者数（人）	74	74	73	73	76	77	72

◎小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせることでサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するものです。

小規模多機能型居宅介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	163,942	161,061	158,870	161,958	165,169	167,360	153,468
月平均利用見込者数（人）	75	74	73	74	76	77	70
介護予防小規模多機能型居宅介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	16,555	16,576	16,576	15,539	16,576	16,576	14,920
月平均利用見込者数（人）	18	18	18	17	18	18	16

◎認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練の行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

認知症対応型共同生活介護	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額（千円）	221,285	224,639	221,565	221,565	221,565	224,639	208,997
月平均利用見込者数（人）	70	71	70	70	70	71	66

(3) 施設サービス

施設サービスとは、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」に入所した要介護者に対して提供されるサービスです。

◎介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者の入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

介護老人福祉施設	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額(千円)	794,995	792,513	798,990	739,148	738,650	758,371	719,164
月平均利用見込者数(人)	242	241	243	225	225	231	219

◎介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とし、在宅の生活への復帰を目指してサービスを提供します。

介護老人保健施設	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額(千円)	269,169	269,510	276,913	254,704	254,704	258,264	244,812
月平均利用見込者数(人)	78	78	80	74	74	75	71

◎介護医療院

介護医療院とは、要介護者であって、長期に渡り療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

介護医療院	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
給付費見込額(千円)	29,305	29,342	29,342	29,342	29,342	29,342	29,342
月平均利用見込者数(人)	7	7	7	7	7	7	7

(4) 地域支援事業

地域支援事業とは、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

●地域支援事業見込み量

(単位：千円)

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
205,669	208,164	210,067	197,801	185,673	174,001	162,253

●第9期計画期間の内訳

①町村別

(単位：千円)

事業区分	海士町			西ノ島町			知夫村			隠岐の島町		
	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
介護予防・日常生活支援総合事業	19,595	19,595	19,595	20,769	21,609	21,616	4,568	4,568	4,568	46,906	46,906	46,907
訪問型サービス	3,059	3,059	3,059	5,337	5,762	5,762	1,045	1,045	1,045	6,663	6,745	6,747
訪問介護従前相当サービス	1,520	1,520	1,520	5,337	5,762	5,762	1,045	1,045	1,045	6,663	6,745	6,747
訪問型サービスA	1,539	1,539	1,539	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通所型サービス	10,450	10,450	10,450	9,810	10,200	10,200	665	665	665	34,260	34,278	34,302
通所介護従前相当サービス	10,450	10,450	10,450	8,972	9,362	9,362	665	665	665	17,130	17,139	17,151
通所型サービスA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,130	17,139	17,151
通所型サービスC	-	-	-	838	838	838	-	-	-	-	-	-
その他生活支援サービス	3,214	3,214	3,214	1,515	1,625	1,625	359	359	359	-	-	-
介護予防ケアマネジメント	1,106	1,106	1,106	1,270	1,320	1,320	570	570	570	4,817	4,940	4,940
審査支払手数料	66	66	66	75	75	75	29	29	29	235	236	238
高額介護予防サービス費相当事業等	47	47	47	7	7	7	-	-	-	52	54	55
一般介護予防事業	1,653	1,653	1,653	2,755	2,620	2,627	1,900	1,900	1,900	879	653	625
包括的支援事業及び任意事業	12,656	12,656	12,656	13,024	13,078	13,078	12,131	12,131	12,131	33,334	34,983	36,607
包括的支援事業	12,170	12,170	12,170	10,812	10,812	10,812	10,989	10,989	10,989	22,065	23,205	24,345
任意事業	486	486	486	2,212	2,266	2,266	1,142	1,142	1,142	11,269	11,778	12,262
包括的支援事業〔社会保障充実分〕	5,985	5,985	5,985	7,207	7,207	7,207	5,549	5,605	5,619	21,202	21,624	21,881
在宅医療・介護連携推進事業	950	950	950	89	89	89	114	114	114	3,573	3,573	3,573
生活支援体制整備事業	3,230	3,230	3,230	4,641	4,641	4,641	2,517	2,565	2,570	16,660	16,916	17,079
認知症初期集中支援推進事業	950	950	950	120	120	120	-	-	-	319	428	475
認知症地域支援・ケア向上事業	760	760	760	2,331	2,331	2,331	2,918	2,926	2,935	435	475	494
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126	143	171
地域ケア会議推進事業	95	95	95	26	26	26	-	-	-	89	89	89
合計	38,236	38,236	38,236	41,000	41,894	41,901	22,248	22,304	22,318	101,442	103,513	105,395

②隠岐広域連合

(単位：千円)

事業区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
包括的支援事業及び任意事業	1,325	1,325	1,325
任意事業	1,325	1,325	1,325
包括的支援事業〔社会保障充実分〕	1,418	892	892
在宅医療・介護連携推進事業	1,418	892	892
合計	2,743	2,217	2,217

3. 介護サービスの日常生活圏域別整備目標

隠岐圏域においては、介護人材不足が深刻であり、第8期計画と同様に第9期計画においても新たな地域密着型サービスの整備については、目標を設定しません。

引き続き、隠岐4町村と連携しながら介護人材の確保に努めるとともに、自立支援、介護予防・重度化防止を推進することで元気な高齢者を増やし、既存の介護サービスや地域支援事業を活用することで柔軟に対応します。

また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、既存サービスの再編成については、希望する事業所と調整しながら推進していきます。

●地域密着型サービスの日常生活圏域別整備目標

圏域	小規模多機能型 居宅介護		認知症対応型 共同生活介護		地域密着型 通所介護	
	整備数	整備 目標	整備数	整備 目標	整備数	整備 目標
海士圏域	0	0	1 (9人)	0	1 (15人)	0
西ノ島圏域	1 (25人)	0	0	0	1 (6人)	0
知夫圏域	0	0	0	0	1 (10人)	0
西郷圏域	0	0	2 (27人)	0	0	0
東郷圏域	1 (28人)	0	0	0	0	0
磯圏域	1 (25人)	0	0	0	1 (14人)	0
中条圏域	1 (25人)	0	1 (9人)	0	0	0
中村・布施圏域	1 (29人)	0	1 (9人)	0	1 (15人)	0
五箇圏域	0	0	1 (9人)	0	0	0
都万圏域	0	0	1 (9人)	0	1 (10人)	0
合計	5 (132人)	0	7 (72人)	0	6 (70人)	0

※「整備数」は令和5（2023）年9月末時点の事業所数。括弧内は定員数。

第2節 適切な介護保険料の設定と徴収管理

1. 介護保険事業費の財源構成と推移

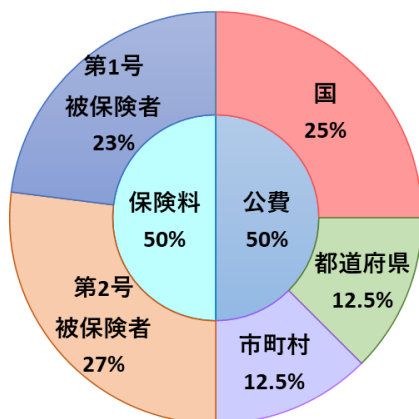
(1) 介護保険料の財源構成

保険給付費を行うための財源は、公費（国、島根県、隠岐4町村）と被保険者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として50%を公費で、残る50%を第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっており、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は計画期間単位で見直しが行われ、全国一律に決定されます。また、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費は上述の保険給付費と同様の負担割合となっていますが、包括的支援事業・任意事業費においては、第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。

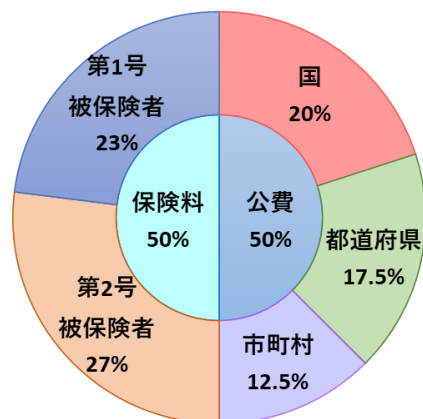
なお、65歳以上の第1号被保険者負担分は、隠岐広域連合が介護保険料として直接徴収し、事業費（保険給付費と地域支援事業費の合計）の財源としています。

●保険給付費の財源構成

居宅・地域密着型給付費

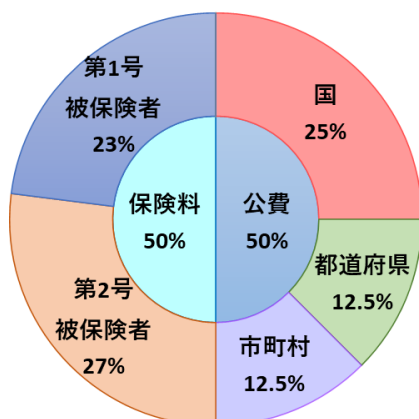


施設給付費

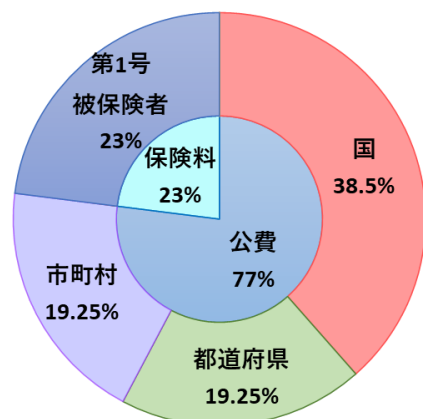


●地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業費

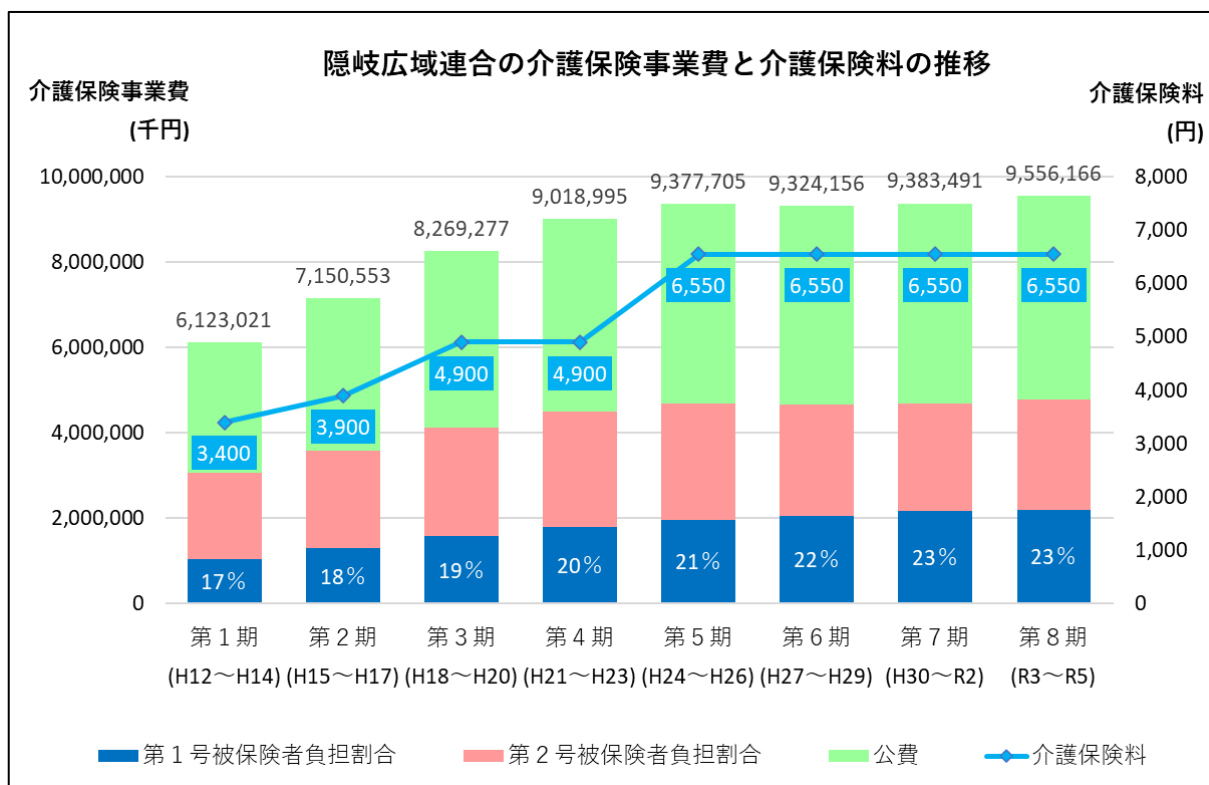


包括的支援事業・任意事業費



(2) 隠岐広域連合における介護保険料の推移

第1号被保険者の負担割合は、第1期計画の17%でしたが、第8期計画では23%となっています。事業費においては、第5期計画から概ね横ばいで推移していることもあり、第8期計画における第1号被保険者の介護保険料基準額も継続して月額6,550円（年額78,600円）となっています。



2. 介護保険事業費の見込みと介護保険料

(1) 介護保険事業費の見込み

第9期計画期間中の各年度における保険給付費及び地域支援事業費の見込額は以下のとおりとします。

(単位：円)

区 分		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	第9期合計
介護 保険 事業 費	保 険 給 付 費	2,979,766,000	2,980,503,000	2,978,738,000	8,939,007,000
	地 域 支 援 事 業 費	205,669,000	208,164,000	210,067,000	623,900,000
合 計		3,185,435,000	3,188,667,000	3,188,805,000	9,562,907,000

(2) 所得段階別介護保険料

第9期計画における介護保険料の設定は、保険給付費の見込額、地域支援事業費の見込額、第1号被保険者の見込人数、第1号被保険者の所得段階割合を踏まえながら、第1号被保険者の負担能力に応じた所得段階の多段階化と保険料率を設定することで低所得者層の負担を軽減します。

なお、第12段階までは国の定める標準段階に準じ、第13段階以上の高所得者層について、独自に多段階化します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{隠岐圏域で必要な介護} \\ \text{サービス等の総費用} \\ \text{(介護保険事業費)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方の} \\ \text{負担分23\%} \\ \text{(費用負担割合)} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{隠岐圏域に住む65} \\ \text{歳以上の方の人数} \\ \text{(補正後被保険者数)}^{*1} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{介護保険料} \\ \text{基準額} \\ \text{(年額)} \\ \hline \end{array}$$

※1 補正後被保険者数とは、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を第1号被保険者数とみなした人数。

【設定条件】

- ① 第1号被保険者の負担割合 23%
- ② 介護給付費準備基金^{※2}の取り崩しを行うことによる減額（上昇抑制）
- ③ 高所得者層の多段階化による低所得者層の負担軽減

※2 介護給付費準備基金は介護保険事業費の財源を安定的に確保するため保険者（隠岐広域連合）に設置されている基金であり、介護保険財政に不足が生じた場合や介護保険料の上昇抑制のために必要に応じて取り崩しを行う。

●第9期介護保険料

第9期月額介護保険料基準額：6,550円（年額：78,600円）

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	2,980円 (1,866円)	35,760円 (22,392円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円超え120万円以下の人	0.685 (0.485)	4,486円 (3,176円)	53,832円 (38,112円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が120万円を超える人	0.69 (0.685)	4,519円 (4,486円)	54,228円 (53,832円)
第4段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円以下の人	0.90	5,895円	70,740円
第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が80万円を超える人	1.00	6,550円	78,600円
第6段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,860円	94,320円
第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万以上210万円未満の人	1.30	8,515円	102,180円
第8段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が210万以上320万円未満の人	1.50	9,825円	117,900円
第9段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が320万以上420万円未満の人	1.70	11,135円	133,620円
第10段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が420万以上520万円未満の人	1.90	12,445円	149,340円
第11段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が520万以上620万円未満の人	2.10	13,755円	165,060円
第12段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が620万以上720万円未満の人	2.30	15,065円	180,780円
第13段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が720万以上820万円未満の人	2.40	15,720円	188,640円
第14段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が820万円以上の人	2.50	16,375円	196,500円

※1 第1段階から第3段階は、国の支援制度により減額されている。なお、括弧内が減額後の金額となる。

※2 月額保険料は、基準額に保険料率を乗じて、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※3 年額保険料の徴収額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3. 介護保険料の徴収管理

(1) 現状と課題（第8期の評価）

住民の理解もあり、隠岐圏域では高い収納率となっています。しかし、個人の諸事情により年金天引きとならない方の滞納や、65歳の誕生日を迎え第1号被保険者となっても年金天引きが開始されるまでには期間を要するので、その期間における滞納が発生しています。

(2) 目標

事業の健全な財政運営と被保険者間の負担の公平性を図るためにも第1号介護保険料の収納率向上は重要となります。第9期計画期間においては更なる収納率の改善を図ります。

(3) 重点施策

- 口座振替の推進
第1号被保険者となり、年金天引きが開始されるまでの間は、納付忘れが少ない口座振替を推奨します。
- 滞納整理強化月間の取り組み
年金支給月である偶数月を滞納整理強化月間とし、隠岐広域連合事務局全庁を挙げて滞納徴収に努めます。
- 初期滞納への対応推進
滞納金額が累積するほど自主納付が困難になることから、初期滞納者への電話連絡や訪問による納付の働きかけを早期から実施します。
- 隠岐4町村との連携
隠岐4町村との連携を強化し、情報を共有しながら効率的な徴収に努めます。

◎介護保険料の徴収管理（実績と目標）

	実績			目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
普通徴収収納率（%）	92.68	95.10	93.50	93.80	93.80	93.80

※ 令和5（2023）年度は見込み値。

第3節 災害・感染症対策に係る体制整備

1. 災害に係る体制整備

(1) 現状と課題（第8期の評価）

全国では、毎年のように地震や台風、局地的な集中豪雨による水害など様々な自然災害の猛威を受けています。大規模災害は広範囲に甚大な被害を及ぼし、復旧には長い年月が必要となるため、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされた高齢者は生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が全国では生じています。

隠岐圏域においても、大規模災害を想定しながら支援体制を確立し、災害発生時における介護サービス提供の維持・継続を推進していく必要があります。

(2) 目標

介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活の要となります。日頃から災害の発生に備えた対策や訓練を重ねておくことが重要であり、発生時における支援体制の整備を隠岐4町村、隠岐保健所（島根県）、医療機関等と連携しながら推進します。

(3) 重点施策

- 事業継続計画（以下「BCP」という。）更新の推進
利用者及び職員の生命を守り、継続的かつ安定的に介護サービスを提供するためにBCPの策定が義務化されました。緊急時に混乱を招かないためにも、平時からBCPの定期的な見直しを推進します。
- 地域と連携した体制整備の推進
介護サービス事業所に対して、避難訓練の実施など、地域住民と連携して取り組む体制を推進していきます。
また、各町村の定める地域防災計画、地域のハザードマップ並びに災害の種類別の避難に要する時間及び避難経路等の確認を促します。
- 支援体制整備の推進
隠岐4町村、隠岐保健所（島根県）、医療機関等の関係機関と連携し、災害に対する支援体制の整備を推進します。

2. 感染症に係る体制整備

(1) 現状と課題（第8期の評価）

令和元（2019）年に発生し、瞬く間に世界各国に広がった新型コロナウイルス感染症は、令和5年より「5類感染症」となりましたが、今もなお介護サービス事業所において集団感染が発生するなど大きな影響を与えています。

また、次なる新興感染症や再興感染症の発生・蔓延に備えて、現下の新型コロナウイルス感染症対策の取り組みをベースに平時から感染防止対策等を徹底することで、継続的な介護サービスの提供ができる体制を構築する必要があります。

(2) 目標

日頃から感染症の発生に備えた対策や訓練を重ねておくことが重要であり、発生時や平時における支援体制の整備を隠岐4町村、隠岐保健所（島根県）、医療機関等と連携しながら推進します。

(3) 重点施策

- BCP 更新の推進

新興感染症・再興感染症の拡大時には、利用者及び職員の生命を守り、継続的なサービス提供を維持できるよう、平時から BCP の定期的な見直しを推進します。

- 平時からの感染対策体制整備の推進

介護サービス事業所に対して、訓練の実施や、感染症拡大防止対策の周知啓発、発生時に備えた事前準備や代替サービスの確保について推進していきます。

- 支援体制整備の推進

隠岐4町村、隠岐保健所（島根県）、医療機関等の関係機関と連携し、感染症に対する周知啓発や研修を推進するとともに、感染症発生時における支援体制の整備を推進します。